

訓練手当支給規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成22年3月30日

香川県知事 真 鍋 武 紀

香川県規則第26号

訓練手当支給規則の一部を改正する規則

訓練手当支給規則（昭和41年香川県規則第79号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(支給対象者) 第3条 略</p> <p>(1)～(9) 略</p> <p>(10) 北朝鮮当局によって拉致された被害者等の支援に関する法律（平成14年法律第143号）第3条第2項に規定する帰国被害者等であって本邦に永住する意思を決定したと認められる日から起算して<u>10年</u>を経過していないもの及び同項に規定する帰国した被害者であってその配偶者、子及び孫が北朝鮮内にとどまっていること等永住の意思を決定することにつき困難な事情があると認められるもの</p> <p>(11)～(14) 略</p> <p>2 略</p> <p>(技能習得手当) 第5条 略</p> <p>2 受講手当の日額は、<u>700円</u>とする。</p> <p>3～7 略</p>	<p>(支給対象者) 第3条 訓練手当は、県内に所在する公共職業安定所の長の指示により、公共職業能力開発施設（職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）第15条の6第3項に規定する公共職業能力開発施設をいう。以下同じ。）の行う職業訓練（以下「公共職業訓練」という。）又は求職者を作業環境に適応させる訓練（以下「職場適応訓練」という。）を受けている次の各号のいずれかに該当する求職者に対して支給する。</p> <p>(1)～(9) 略</p> <p>(10) 北朝鮮当局によって拉致された被害者等の支援に関する法律（平成14年法律第143号）第3条第2項に規定する帰国被害者等であって本邦に永住する意思を決定したと認められる日から起算して<u>5年</u>を経過していないもの及び同項に規定する帰国した被害者であってその配偶者、子及び孫が北朝鮮内にとどまっていること等永住の意思を決定することにつき困難な事情があると認められるもの</p> <p>(11)～(14) 略</p> <p>2 略</p> <p>(技能習得手当) 第5条 技能習得手当のうち受講手当は、支給対象者が職業訓練を受けた日数に応じて支給する。</p> <p>2 受講手当の日額は、<u>500円</u>とする。</p> <p>3～7 略</p>

附 則

- この規則は、平成22年4月1日から施行し、改正後の第3条第1項第10号の規定は、同年3月18日から適用する。

2 この規則の施行の日前に受けた職業訓練に係る受講手当の日額については、なお従前の例による。